12　会社の登記に関する見直し

(一)　新株予約権に関する登記

新株予約権に関する登記事項についての規律を改め、募集新株予約権について払込金額又はその算定方法を定めたときは、募集新株予約権の払込金額（払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法）を登記しなければならないこととした。（第九一一条第三項関係）

(二)　会社の支店の所在地における登記の廃止

第九三〇条から第九三二条までを削除することとした。（第九三〇条～第九三二条、第九三七条及び第九三八条関係）

13　取締役等の欠格条項の削除及びこれに伴う規律の整備

第三三一条第一項第二号を削除するものとした上で、次の規定を追加することとするなど、所要の整備をすることとした。（第三九条第五項、第三三一条第一項第二号、第三三一条の二、第三五条第一項、第四〇二条第四項及び第四七八条第八項関係）

(一)　成年被後見人が取締役、監査役、執行役、清算人、設立時取締役又は設立時監査役（以下13において「取締役等」という。）に就任するには、その成年後見人が、成年被後見人の同意を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならないこととした。

(二)　被保佐人が取締役等に就任するには、その保佐人の同意を得なければならないこととした。

(三)　(一)は、保佐人が民法第八七六条の四第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合について準用することとした。

(四)　成年被後見人又は被保佐人がした取締役等の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができないこととした。

14　施行期日等

(一)　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、1及び12(二)の改正規定は、公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

(二)　この法律は、一部の規定を除き、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第七一号）（法務省）

1　会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商業登記法ほか九〇の関係法律について規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めることとした。

2　この法律は、一部の規定を除き、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第七二号）（文部科学省）

1　教育職員への労働基準法第三二条の四の規定の適用

公立の義務教育諸学校等の教育職員について労働基準法第三二条の四の規定による一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるよう、地方公務員法第五八条第三項の規定の適用について必要な読替え規定を定めることとした。（第五条関係）

2　教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等

(一)　文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（2の(二)において単に「指針」という。）を定めるものとした。（第七条第一項関係）

(二)　文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとした。（第七条第二項関係）

3　この法律は、令和三年四月一日から施行することとした。ただし、2については令和二年四月一日から施行することとした。

◇商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律（法律第七三号）（農林水産省）

1　題名

題名を「鯨類の持続的な利用の確保に関する法律」に改めることとした。（題名関係）

2　定義

(一)　この法律において「鯨類の持続的な利用」とは、鯨類を適切な水準に維持するようにその保存及び管理を行いながら持続的に利用することをいうこととした。（第二条第一項関係）

(二)　「鯨類科学調査」の定義について、捕獲その他の方法による等の要件を削ることとした。（第二条第二項関係）

(三)　この法律において「捕鯨業」とは、鯨類を捕獲する漁業をいうこととした。（第二条第三項関係）

(四)　「妨害行為」の定義について、捕鯨業の操業を妨害する行為を加えることとした。（第二条第四項関係）

3　基本原則

鯨類の持続的な利用の確保は、次に掲げる事項を基本として行われるものとすることとした。（第三条関係）

(一)　鯨類科学調査が、次に掲げる事項を旨として実施されること。

(1)　主として捕鯨業を鯨類の持続的な利用が確保されるように実施するために必要な科学的知見を得ることを目指して実施されること。

(2)　我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規に基づき、かつ、科学的知見を踏まえて実施されること。

(3)　必要な研究成果が得られるよう、調査の結果については十分な分析及び研究が行われるとともに、それにより得られた研究成果については、広く公表され、かつ、その提供等により鯨類の持続的な利用の確保に係る国際協力が推進されること。

(4)　必要に応じて国内外の鯨類に関する調査研究機関と連携を図りながら実施されること。

(二)　捕鯨業に関する施策が、次に掲げる事項を旨として講じられること。

(1)　捕鯨業が、捕獲可能量（鯨類の持続的な利用のため、鯨類科学調査の結果その他の科学的根拠に基づき、捕獲の対象とする鯨類の種類ごとに一年間に捕獲することができる頭数の最高限度として算出される頭数をいう。以下同じ。）の範囲内で実施されること。

(2)　捕鯨業が、我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規に基づき実施されること。

(3)　捕鯨業を取り巻く状況に鑑み、適切な支援により、捕鯨業が円滑に実施されるようにすること。

4　基本方針

基本方針に定める事項として次に掲げる事項を加えることとした。（第五条第二項関係）

(一)　鯨類の持続的な利用の確保のための施策の基本的な方向

(二)　捕獲可能量の算出等に関する基本的事項

(三)　捕鯨業の円滑な実施の支援に関する基本的事項

(四)　鯨類の持続的な利用の確保に係る国際協力の推進等に関する基本的事項

(五)　鯨類の適正な流通の確保等に関する基本的事項

5　鯨類科学調査計画

鯨類科学調査計画について、鯨類科学調査ごとに策定するとの位置付けを変更することとした。（第六条第一項関係）

6　指定鯨類科学調査法人の業務

指定鯨類科学調査法人の業務を鯨類科学調査計画に係る鯨類科学調査の実施（捕獲可能量の算出についての協力を含む。7において同じ。）をすることとした。（第七条第二項関係）

7　国立研究開発法人水産研究・教育機構による鯨類科学調査の実施

農林水産大臣は、国立研究開発法人水産研究・教育機構に、鯨類科学調査計画に係る鯨類科学調査の実施に関する業務（指定鯨類科学調査法人が行うものを除く。）を行わせることができることとした。（第九条関係）